

## 「“こんな栄養士会をめざしたい♪”を語る会」の開催によせて

公益社団法人福島県栄養士会 常務理事 積口順子

みなさん、こんにちは。令和2・3年度の常務理事を勤めさせていただきます積口です。どうぞよろしくお願ひします。

本会総務部は、第3回理事会(10月31日開催)に、会員有志による「“こんな栄養士会をめざしたい♪”を語る会」の開催を提案し、承認をいただきました。

「食は生きる基本」であり、管理栄養士・栄養士は、食を通して人々を幸せに導くことのできる専門職です。そして、その実現を応援・支援する(出来る)のが、公益社団法人である福島県栄養士会の役割であると考えます。

近年、少子高齢化や健康志向等の高まり等を背景に、本会には様々な社会ニーズや期待が寄せられています。例えば、管理栄養士・栄養士に対しては、それぞれの職場や多様な活動の場で専門職としての責務を果たし、専門職としての誇りと責任感を持って社会貢献を実現することを。本会に対しては、その実現に向け会員一人一人に寄り添い、応援・支援できるような会に成長すること等です。

そのような社会ニーズや期待に応えるためには、会員の皆さまの思いを聞き、会員が求める会運営を一つずつ実現していくことが重要です。より良い会運営につなげたい、そんな執行部の思いもあり、「“こんな栄養士会をめざしたい♪”を語る会」を開催することになりました。

詳しくは、[公益社団法人福島県栄養士会ホームページを検索](#)

「お知らせ」－「あなたの“こんな栄養士会をめざしたい♪”」

 検索



日本の栄養施策の歴史は、佐伯矩博士が1914年に「栄養研究所」を設立したところから始まります。1924年に「栄養学校」が設立され、栄養士の養成が始まり、1947年に「栄養士法」が制定され栄養士の養成が法制化され、1962年には「管理栄養士制度」が創設され管理栄養士の養成が始まりました。

私達の先輩達は、第2次世界大戦後の食糧難による栄養欠乏の時代の中で尽力され、「栄養士法」「栄養改善法(現:健康増進法)」「食育基本法」等を法整備し、国策として様々な栄養施策を実施することで日本を健康長寿国にまで発展させてきました。

本会も、今では公益社団法人として社会貢献活動を担える団体にまで成長しましたが、私達は設立当初より手弁当で事務所運営を行い、社団法人化の実現へと尽力してくださったこれまでの先輩達の御苦労・御尽力を忘れる事はありません。

これから私達はどんな時代を生きるのでしょうか?

国は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を掲げていますが、その達成のためには栄養改善は不可欠です。食料難の国々が多くある一方、日本では毎日大量の食料が廃棄されています。食料自給率が37%(カロリーベース)の今の日本で、もし輸入がストップしたら、大規模災害が起きたら、生きるために必要な食料は住民に届くのでしょうか? その時、管理栄養士・栄養士はどんな役割を果たせるのでしょうか? どんな役割を果たす必要があるのでしょうか? 私達にもっとできることはないのでしょうか?

語る会の開催は、今年度3回を予定しています(第1回11月21日、第2回12月20日、第3回2月20日に開催予定)。

本会ホームページ上でも、あなたの“こんな栄養士会をめざしたい♪”のアイディアを募集しています。みんなで智恵を出し合い、より良い会にしていきましょう!

### 【検討内容】

- 1 公益社団法人福島県栄養士会のめざす姿について
- 2 公益社団法人福島県栄養士会のめざす姿を支える収入源の確保方策について
- 3 大規模災害時における栄養・食生活支援活動のあり方について
- 4 その他、定款・規約等の整備について